

国・地域名

【更新】2020年6月

**EU**

<p><b>人口・経済発展状況等</b></p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人口：1億2,616万人（2019年11月確定値、総務省統計局）</li> <li>●実質GDP成長率：0.7%（2019年度、内閣府）</li> <li>●1人あたりGDP（名目）：4万1,021ドル（2019年、IMF）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口 <b>5億1,347 万人</b> 2019年、EU統計局（EUROSTAT）（EU28カ国）</li> <li>・ 実質GDP成長率 <b>1.4 %</b> 2019年、EU統計局（EUROSTAT）（EU28カ国）</li> <li>・ 1人あたりのGDP（名目） <b>3万1,960 ユーロ</b> 2019年、EU統計局（EUROSTAT）（EU28カ国）</li> <li>・ 在留邦人 <b>21万2,327 人</b> 外務省「海外在留邦人数調査統計」令和元年版（EU28カ国）</li> <li>・ 訪日外客数 <b>n/a 万人</b></li> <li>・ 日本食レストラン数 <b>n/a 店</b></li> </ul>	
<p><b>日本からの農林水産物輸出状況</b> （2019年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省）</p>	<p><b>494億円 うち農産物425億円（86.0%）、林産物7億円（1.4%）、水産物63億円（12.7%）</b>  <b>輸出額の多い品目：アルコール飲料（ウイスキー、日本酒等） ソース混合調味料、緑茶、醤油、牛肉</b></p>	
<p><b>味覚、嗜好上の特徴</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU各国が独自の食文化をもつ（詳細は各国編参照）。</li> </ul>	
<p><b>制度的制約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛肉を除く生鮮肉は日本からの輸出は不可。牛肉については認定を受けた群馬県、岐阜県、京都府、兵庫県、宮崎県、鹿児島県の8施設からの出荷に限り可。</li> <li>・ 牛肉以外の肉類、乳、鶏卵に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可（2020年4月時点）（後述のとおり、乳、鶏卵の割合が50%未満の加工食品の輸出は2021年4月20日までに限り実質的に可能）。</li> <li>・ 日本産の魚介類、乳製品、鶏卵の含有割合が50%未満（肉エキスを含む肉類を含有しない）の加工食品については、EUHACCP認定の確認と証明の義務が免除され、実質的に輸出可能（2021年4月20日までの経過措置）。ただし、日本産の乳製品、鶏卵を含む加工食品は、日本にこれらの認定施設が1つも存在しないことを理由に輸入を拒否される可能性もある。</li> <li>・ 水産物については品目ごとにHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可（天然水産物の場合、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書も必要）。</li> <li>・ 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物等がEUでは認められていないことがある。例えば日本で使用が認められている一部の天然添加物の使用が認められていない。EUで使用できない添加物の例：赤106号（漬物）、クチナシ色素、ベニバナ色素、ベニコウジ色素など。</li> <li>・ 日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残留農薬検査、当該検査証明書の提出等が必要になる場合がある。</li> <li>・ ワインおよび蒸留酒の容量規制：指定されている容量サイズで販売する義務がある。リキュールも該当。ただし日本酒および日本で瓶詰めされた日本産の720mlおよび1800mlの容器の単式蒸留焼酎は該当しない。</li> <li>・ オーガニック製品について、2017年10月19日よりオンラインシステムTRACESを通じ、輸出証明書を電子申請する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;原発関連規制&gt;</p> <p>2019年11月14日から、福島県の大豆等を検査証明対象から除外する等、原発規制対象が変更された。2020年4月時点での規制措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質検査証明書を要求。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①福島県：きのこ類、水産物（活魚・魚類の一部（ブリ、ヒラマサ、マダイ、シマアジ、カンパチ、クロマグロ、マサバ）・海藻・甲殻類・軟体動物を除く）、柿、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、コシアブラ）</li> <li>②群馬県：きのこ類、一部の山菜類（コシ アブラ、タラノキ）</li> <li>③山形県、山梨県、静岡県：きのこ類、コシアブラ</li> <li>④長野県、茨城県、新潟県：コシアブラ</li> <li>⑤宮城県：きのこ類、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、コシアブラ）</li> <li>⑥47都道府県：上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品および飼料</li> </ol> </li> <li>・ 原産都道府県を示す産地証明書を添付する。             <p>47都道府県：放射性物質検査証明の対象品目のうち、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの、またはそれらの使用割合が50%を超える食品および飼料</p> </li> </ul>	
<p><b>商流・物流・商習慣</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国の規制当局（通関当局）がEU規制を十分正確に把握していないことがあり、また解釈にばらつきがあることから、同じ商品でも、通関する港または時期によって通関の可否が異なることが多い。</li> </ul>	
<p><b>日本食普及状況等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寿司店はEU域内の主要都市で見られるが、中国系または韓国系の事業者が提供していることが多い。またテイクアウト用に、現地スーパーマーケットなどでも広く販売されている（EU域内共通）。また、寿司に使う海苔やワサビの需要も増加している。</li> <li>・ 日本食＝ヘルシーのイメージは定着し、豆腐や海藻類などの消費も増えている（EU域内共通）。</li> <li>・ 寿司やてんぷら以外にも、お好み焼きやラーメンなども人気が高く、多様な日本の食文化が広まりつつある（EU域内共通）。</li> <li>・ 日本産食材へのニーズは継続しており、高額商品から、一般の小売店で取り扱うものまで、品目も増加しつつある。ゆずや抹茶などは日本語のまま現地で定着し、これらを使用した食品、飲料なども増えている。</li> <li>・ 水産物：日本産養殖ハマチやホタテのニーズは高いが、EUHACCP認定の施設からの出荷に限られており、施設の認定促進が必要。</li> <li>・ 茶：緑茶茶葉だけでなく、抹茶やほうじ茶もニーズが高まっている。日本茶の安全性や健康イメージ、カテキンなどの機能性成分による効能のPRが有効。</li> </ul>	